奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第二十六号

奈良県一時保護施設 の設備及び運営の 基準 に関する条例

(趣旨)

第一条 定めるものとする。 第十二条の四第二項の この条例は、 児童福祉法 規定に基づき、 (昭和二十二年法律第百六十四号。 時保護施設 \mathcal{O} 設備及び 運営の 以下 基準に 法 と 0 いう。 1 7

(最低基準の目的等)

第二条 してい を受けた職員の支援により、 るものとする この る児童が 条例で定める基準 明るくて、 心身ともに健やかにして、 衛生的な環境にお 以下 「最低基準 11 という。 て、 素養が 安全な生活を送ることを保障 きあり は、 時保護施設に か つ、 適切な 入所

2 県は、 最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第三条 一時保護施設は、 最低基準を超えて、 常に、 その設備及び運営を向上させなけ

ればならない。

2 低基準を理由として、 最低基準を超えて、 その設備又は運営を低下させてはならな 設備を有 Ĺ 又は運営をして 1 る一時保護施設に 11 お 1 て は、 最

(一時保護施設の一般原則)

第四条 \mathcal{O} 人格を尊重して、 時保護施設は、 その運営を行 入所 してい わ る児童 なけ れば 一の権利 なら ない に十分配慮するとともに、 人 人

- 2 容を適切に説明するよう努めなけ 時保護施設は、 児童 の保護者及び地域社会に対 ればならな VI ï 当該一 時保護施設 \mathcal{O} 運営 \mathcal{O} 内
- 3 による評価を受けて、 時保護施設は、 自らその行う業務 それらの結果を公表し、 の質の評価を行うとともに、 常にその改善を図らなけ 定期 れば 的 に なら 外 ない \mathcal{O} 者
- 4 成するため 時保護施設には、 に必要な設備を設けなければならない 法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の 目的を達
- 5 時 保護施設の構造設備は、 日照、 採光、 換気等入所し 7 V る児童の保健衛生及び

これら の児童に対する危害防止その他のこれらの児童の安全に十分な考慮を払っ て設

けられなければならない。

(非常災害対策)

第五条 断の注意と訓練をするよう努めなければならない 必要な設備を設けるとともに、 時保護施設にお V ては、 非常災害に対する具体的計画を立て、 軽便消火器等の消火用具、 非常口その他非常災害に これに対する不

- 2 行 わなけ 前項の ń 訓 ば 練のうち、 ならない 避難及び消火に対する訓 練は、 少なくとも毎 月 口 は、 これ な
- 3 ればならな 時保護施設 は、 非常災害時 に 必要な非常 食、 飲用 水、 日 用品 等 \mathcal{O} 備蓄に 努め な

(安全計画の策定等)

- 活その 全点検、 施設における安全に関する事項に 11 う。 _ 他の 時保護施設は、 を策定し、 職 員、 日常生活における安全に関する教育、 児童等に対する施設 当該安全計画に従い 児童 一の安全 0 外で 11 \mathcal{O} 7 確保を図るため、 \mathcal{O} \mathcal{O} 必要な措置を講じなけ 計画 活動、 (以下この条にお 職員 取組等を含めた一 $\widehat{\mathcal{O}}$ 当該 研修及び訓 --- 時保護施 ればならない 11 時保 て「安全計画」 練その他 護施設 設 の設備 時保護 で \mathcal{O} 生 安
- 2 \mathcal{U} 訓練を定期的に実施しなければならな 時保護施設は、 職員に対し、安全計 V) 画に 9 ** \ て周知するとともに、 前項の 研 修 及
- 3 を行うものとする。 --- 時 保護施設は、 定期的に安全計画の見直 しを行 V 必要に応じて安全計画 \mathcal{O} 変更

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条 らない。 移動 童の所在を確実に把握することができる方法により、 0 ため _ 時保護施設は、 に自動車を運行するときは、 児童の施設外で 児 \mathcal{O} 童 活 動、 \mathcal{O} 乗車及び降車の 取 組等の 児童の所在を確認 ため 際に、 \mathcal{O} 移動その 点呼 しなけ そ 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 児童 れ 他 ばな の児 \mathcal{O}

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第八条 時保護施設にお ては、 入所し 7 1 、る児童 \mathcal{O} 国籍、 信条、 社会的身分等によ

って、差別的取扱いをしてはならない

(児童の権利擁護)

第九条 知事又は児童相談所長は、 時保護施設に お 1 て ___ 時保護を行うに当たっては

児童に なければならない 必要な事項に .対し、 つい 児童の権利、 て、 年齢、 児童の権利を擁護する仕組み、 発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わ __ 時保護を行う理 由そ \mathcal{O} 他

2 重した支援を行わなけ の三の三に規定する意見聴取等措置に 時保護施設に において ればならな は、 入所 VI した児童に お 1 て表明された意見又は意向を含む。 対 Ļ その意見又は意 向 (法第三十三条 を尊

(児童の権利の制限)

- 第十条 時保護施設に おい ては、 正当な理 由 なく、 児童 一の権利 を制限 しては なら な \ <u>`</u>
- 得るよう努め \mathcal{O} 時保護施設に 利を制限 なければ するに当たっ おい て、 ならない ては、 前項に規定する正当な理由 その 理由に 0 1 て十分な説明を行 が あ る場合に、 11 P 児童 むを得ず児童 \mathcal{O} 理解

(児童の行動の制限)

第十一条 時 保護施設にお 11 7 は、 施錠等 に ょ り 児童 \mathcal{O} 行動を制 限 て は なら な

(児童の所持品等)

- 第十二条 禁止してはならな _ 時保護施設におい て は、 合 理的 な理由なく、 児童の 所持 ける物 \mathcal{O} 持 込みを
- V. 童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、 __ 児童の 時保護施設におい 理解を得た上でこれを行うよう努めなけ て、 前 項に規定する合理的な理由 れ その理由につい ばな がある場合 らな VI て十分な説明を行 に、 Þ む を得ず児

2

3 が 生じないような設備に保管しなけ 時保護施設において、 児童 の所持する物を保管する場合は、 れ ばならない 紛失、 盗難、 き損

(虐待等の禁止)

第十三条 る行為その 時保護施設 他当該児童 0 \mathcal{O} 職員は、 心身に有害な影響を与える行為をし 入所 中 \mathcal{O} 児童 に 対 法第三十三条の十各号に てはならな VI

(業務継続計画の策定等)

- 第十四条 るため に対する支援 画に \mathcal{O} 計画 従 時 保護施設は、 \mathcal{O} 11 (以下この条におい 提供を継続的に実施するため及び非常時 必要な措置を講ずるよう努め 感染症又は非常災害の て 「業務継 続計 なけ れば 発生時 画 なら とい \mathcal{O} に ない う。 体制 お 11 て、 で早期の業務再開 を策定 入所 Ļ L て 当該業務 る を図 児童
- 2 時 保護施設は 職員に対 Ĺ 業務継続計 画に 0 1 7 周 知するととも に、 必要な研

及び 訓練を定期的に実施するよう努めなけ れ ばならな VI

3 画 の変更を行うよう努めるものとする。 時保護施設は、 定期的に業務継続計 画 の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計

(設備の基準)

第十五条 以下で 堂 浴室及び 項において同じ。 べき場所を含む。 の付近に 所を設け (ユニ あるも ツト 便所により一体的に構成される場所であって、 ある屋内運動場に代わるべき場所を含む。 一時保護施設は、 なけ 各 \mathcal{O} (居室、 をいう。 ユニット ればならない 第三項第二号及び第二十八条第二項におい 又は屋外運動場 居室に近接し におい 以下この条並 児童 一の居室、 て食事を提供する場合を除 て設けら (一時保護施設 びに第十九条第一 学習等を行う室、 れる相互に交流を図ることができる設備 第三項第二号及び第二十八条第二 の付近にある屋外運動場に代 その 項及び第二項に 屋内運動場 て同じ。 利用定員が 調理室、 $\widehat{}$ おお お 畤 相談室、 1 浴室及び 保護施 て同 むね 六人 わる 食 設

- 2 で きるよう、 児童ができる限り良好な家庭的環境に ユ = ツ トを整備するよう努めなければなら お 1 て安全に、 ない カュ つ、 安心 て暮らすことが
- 3 第一項に 規定する設備の基準は、 次のとおりとする。

一 児童の居室

- ア 児童が穏やかに過ごすことができ、 安心して暮らすことができる環境を整える
- イ を六人以下とし、 一室の定員は、 ル 以上とすること。 その面積は、 これを四人以下とし、 ただし、 人に 乳児又は幼児の つき三・三平方メ その面 積は、 4 の居室の 人に 1 ル 0 室の き四 以上とすること。 定員は、 九五平 方メ
- ウ 室の 少年 以上とするよう努めること。 一室の定員は、 (法第四条第一項第三号に規定する少年 人とするよう努めるとともに、 -をいう。 その面積は、 工 に お いて同じ。 八平方メ の居
- 工 用が可 少年であ 能な居室を設けること。 エにおいて同じ。 っても、 その福祉 で同一 のために必要があるときは、 の居室を利用できるよう、 複数 複数 の児 \bigcirc 童 児童で (少年 の利 を含
- 才 入所し 7 る児童の年齢等に応じ、 男子と女子の居室を別にすること。
- 力 所する児童の 年齢 性別、 性的指向及びジ 工 ンダ ア イデンティティ の多様

項に 性に 第二項に規定するジ お 関する国民の理解の増進に関する法律 7 「理解増進法」 エンダ とい ーアイデンティティ等に配慮すること。 . う。 第二条第一 (令和五年法律第六十八号。 項に規定する性的指向及び同条 以下

- 二 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場
- 児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- 三 浴室及び便所
- ア きは、 男子用と女子用とを別にすること。 この 限りでない ただし、 少数 \mathcal{O} 児童を対象として設け
- イ 同 条第二項に規定するジ 入所する児童 \mathcal{O} 年齢、 性別、 エンダー 理解增進法第二条第一 アイデンテ イ ティ等に配慮すること。 項に規定する性的 向 及 び
- 4 務室及び静養室を設けなければならない 児童三十 人以 上を入所させる一時保護施設に は、 第一 項に規定する設備 \mathcal{O} ほ カ 医
- 5 ば ならな 児童の生活 \mathcal{O} 場は 児童のプライ バシー の保護に十分に配慮 した 環境を整えな け n
- 6 に優れた性質を有することに鑑み、 時保護施設 0 内装等に 9 11 7 は、 木材の 木が安らぎを与える効用 利用に配慮するものとする。 及び断熱 調 湿
- (一時保護施設における職員の一般的要件)
- 第十六条 り児童福祉 豊かな・ 一時保護施設に入所し 事業の 人間性と倫理観を備え、 理論及び実際に ている児童の保護に従事する職員は、 ついて訓練を受けた者でなければならない 児童福祉事業に熱意のある者であ 0 健全な心身を有 て、 できる限
- (一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)
- 項に規定す 向上に努め なけ る 時保護施設 時保護 n ればなら 0 \mathcal{O} 職員は、 な 目的を達成するため 常に自己研鑽に励み、 に必要な知 識及び技能 法第三十三条第一 \mathcal{O} 修得、 項又は 維持 第二 及び
- 2 所し な事項に 知事は てい 関する研 る児童の 時保護施設 権利 修 \mathcal{O} 機会を確保 \mathcal{O} 擁護、 0 職員に対 児童 しなけ の意見又は意向を尊重 そ ればならない $\bar{\mathcal{O}}$ 資質の 向上 \mathcal{O} ため した支援 の実施そ 時保護: 施設 \mathcal{O} 他必要 に入
- 3 よう努め 知事は なけ れ 時保護施設 ば なら な の職員に対 その能力、 資格、 経験等に応じた処遇を行う

(職員)

- 第十八条 きる。 ては栄養士を、 保護施設にあっ 以下を入所させる一時保護施設にあ 応職員、 第二十一 学習指導員、 時保護施設には、 お ては学習指導員を、 11 調理業務の全部を委託する施設にあっ て同じ。 栄養士及 児童指導員 嘱託医、 び調理員を置かな 児童四十人以下を入所させる一時保護施設に っては個別対応職員を、学習指導を委託する 看護師 (児童 の生活指導を行う者をい 保育士、 ければならない。 ては調理員を置 心理療法担当職員、 ただ カュ . う。 ないことが 児童 次 個 項及 別対 あ で 0
- 2 に 三歳以上 児童指導員及び保育士の つき一人以上、 $\overline{\mathcal{O}}$ 児童おお 満二歳以上満三歳に満たな むね三人に 総数は、 つき一人以上とする。 通じて、 1 満二歳に 幼児おおむ 満たな ね二人に 11 幼児おお つき一 む 人 ね 六 人
- 3 心 理療法担当職員 の数は、 児童おおむね十人につき一人 以上とする。
- 4 夜間 学習指導員 \mathcal{O} 職員配 \mathcal{O} 数は 置 児童 \mathcal{O} 人数に応じた適切な数を置くよう努め なけ れ ば なら
- 第十九条 二人以上を置か 時保 洗護施設 なけ ればならな <u>_</u> = ットを整備 て 11 な 11 ŧ, \mathcal{O} に限る。 に は、 夜 職 員
- 2 員一人以上を置 を下ることはできな 時保護施設 (前 かなければ 11 項に規定するもの ならない。 ただし、 を除く。 夜間に置かれる職員全体の数は、 に は、 夜間、 \mathcal{O} ユ 二 ツ
- 3 規定する職員とは 項の規定による通告に係る対応を行う場合には、 時保護施設において児童相談 別に、 当該対応 \mathcal{O} 所 ために必要な職員を置くよう努め 0 開 庁 時間以外の時間における法第二十五条第一 --- 時保護施設には、 かなけれ 夜間、 前二項に ばならな
- (一時保護施設の管理者等)
- 第二十条 る能力を有する者を管理者と 時保護施設には、 人格 て置か が高 なけ 潔で識見 ればならな が高 VI 時保護施設を適切に運営 す
- 2 時保護施設には、 職員の 指導及び教育を行う指導教育 担当職員を置 カン な け れ ば な
- 3 通算し に係る相談援助業務 指導教育 て 担当職 おおむね五年以上従事 員 は (法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務を 時 保護施設 した経験を有する者でなけ 12 お ける業務又は 児童 相 ればならな 談所 に お け る児 う。 童 の福

4 運営に 運営に ずる研修を受けなければならない。 りでない。 第二十条第四項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が 時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、 関する基準 関する必要な知識 (令和六年内閣府令第二十七号。 の習得及びその資質の向上 ただ やむを得ない 一のため 二年に一回以上、 以下 「一時保護施設基準」 理由 *の* 行う研修 時保護施設 があるときは、 時保護施 又はこれ の設備 と この いう。 に \mathcal{O}

(児童指導員の資格)

第二十一条 児童指導員は、 次の各号の いずれ かに該当する者でなけ れば ならな

- 童福祉施設の 和二十二年法律第二十六号) 時保護施設基準第二十一条第一 職員を養成する学校そ の規定に 項第一 \mathcal{O} 他 よる専門 の養成施設を卒業し 号に規定す]職大学 \dot{O} る都道府県 前期課程を修 た者 知事 (学校教育法 \mathcal{O} 指定する児 した者を含 韶
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 几 課程を修めて卒業した者 社会福祉 学校教育法の規定による大学 心理学、 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する (短期大学を除 <_ 次号にお 11 て同じ。 に お 1
- 五. 定により大学院 に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、 学校教育法の規定による大学において、 への入学を認められた者 社会福祉学、 心理学、 同法第百二条第二項の規 教育学又は社会学
- 六 社会学を専攻する研究科又はこれらに相当す 学校教育法の規定による大学院におい て、 る課程を修めて卒業した者 社会福祉学、 心理学、 教育学若し
- 七 科又はこれ 外国 の大学におい らに 相当する課程を修め て、 社会福祉学、 て卒業した者 心理学、 教育学若しくは社会学を専修す
- 二年の学校教育を修了した者 定した者であ 育を修了した者を含む。 十条第二項の 学校教育法 \bar{O} って、 規定により大学への入学を認められた者若 規定による高等学校若 二年以上児童福祉事業に従事したもの 又は文部科学大臣 (通常の課程以外 しくは中等教育学校を卒業 がこれと同等以上の資格を有すると認 の課程によりこれ しくは通常 した者、 に相当する学校教 \mathcal{O} 課程 による十 同 法 第九
- 九 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) に規定する幼稚園 小学校、

中学校又は高等学校の教諭 三年以上児童福祉事業に従事した者であっ の免許状を有する者であ て、 知事が適当と認めたも 0 て、 知事が適当と認 8

(心理療法担当職員の資格)

第二十二条 と同等以上の能力を有すると認められる者でなけ 程を修めて卒業した者であって、 若しくは大学院において、 心理療法担当職員は、 心理学を専修する学科、 個人及び集団心理療法の技術を有するも 学校教育法の規定による大学 ń ば 研究科若し なら ない くはこれ (短期大学を除く。 に相当する課 の又はこれ

(学習指導員の資格)

- 第二十三条 0 免許状を有する者でなけ 学習指導員は、 教育職員免許法に規定する小学校、 ればなら な 中学校 又は 高等学校 \mathcal{O}
- 2 う努め あっては、 生徒をいう。 同法に規定する中学校の教諭 学齢児童及び学齢生徒 なけ 教育職員免許法に規定する小学校 ればならない を入所させる一時保護施設であ (それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢 の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置 の教諭の免許状を有する学習指導員 0 て学習指導員を二人以上置 児童 及 び 及び 学齢 \mathcal{O}

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及 び職員の 基準)

- 第二十四条 当該一時保護施設の設備及 員に兼ね ることができる。 一時保護施設は、 び職員の 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、 一部を併せて設置する社会福祉施設 \mathcal{O} 設備及 必要に応 び職
- 2 てい 前項の規定は る児童の 保護に直接従事する職員に 入所してい る児童 の居室及び一時保護施設に特有 · 11 ては、 適用 しな 11 \mathcal{O} 設備 並 びに 所

(衛生管理等)

- 第二十五条 0 11 ては、 一時保護施設に入所し 衛生的な管理に努め、 て 11 る児童 又は衛生上必要な措置を講じなけ の使用する設備、 食器等又は飲用 れ ばな す
- 2 延しな れば --- Cならな 感染症 ように、 護施設は、 \mathcal{O} 発生及びまん 職員に対し 当該 _ 時保護施設にお 延の 感染症及び食中毒の発生及びま 防 止 \mathcal{O} ため V て 感染症又は \mathcal{O} 訓 練を定期的 食中毒が ん延の に実施するよう努めな 発生 防 止 \mathcal{O} ため 又は ま 研
- 3 時 保護施設に おい て は、 入所 L \mathcal{T} 11 る児童 の希望等を勘案 清潔を維持するこ

- とができるよう適切に、 入所している児童を入浴させ、 又は清拭しなければ なら な
- 4 なければならない。 この場合に __ 時保護施設は、 おい て、 入所 下着は児童の所持する物を使用させ、 て いる児童に対し清潔な衣服を提供 又は未使用の しなけれ だならな ものを提供
- 5 を適正に行わなけれ 一時保護施設には、 ばならな 必要な医薬品そ 11 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 医 療品を備えるととも に、 それ 5 \mathcal{O} 理
- 6 け れば 一時保護施設は ならな V) 感染症 の発生及びま W 延 \mathcal{O} 防 止 に必要な衛生用品 \mathcal{O} 備蓄 に 努め な

(食事)

- 第二十六条 ねている他の社会福祉施設の調理室にお 護施設内で調理する方法 ばならな 時保護施設は、 (第二十四条 入所 7 V の規定により、 る児童に食事を提供するときは、 11 て調理する方法を含む。 当該 時保護施設 により行わ \mathcal{O} 当該 調理室を兼 時 保
- 2 変化に富み、 ればならない 一時保護施設は、 入所してい 入所し る児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしな ている児童に食事を提供するときは、 その 献立をできる限
- 3 ればならない。 び調理方法につい 時保護施設は、 て栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮しなけ 食事 の提供に当たっ て は、 前 項の規定によるほ か、 食品 の種 類及
- 4 とを楽しむことができるよう考慮した献立の工夫に努めなければならな 時保護施設は、 旬の食材や郷土食を取り入れる等、 入所してい る児童が V) ベ るこ
- 5 ただし、 時保護施設は、 少数の児童を対象として家庭的 あら かじめ作成された献立に従っ な環境の下で 調理するときは、 て調理を行わなけ この れば 限 なら り でな な 11
- 6 ばならない 時保護施設は、 児童 \mathcal{O} 健康 な生活 の基本とし て \mathcal{O} 食を営む力の育成 に努めな

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十七条 ない。 状況等に応じ、 児童相談所長は 医師 又は歯科医師に 入所 した児童の健康状態を把握するために、 よる診察その 他の必要な措置を講じなけ 当該児 れば なら 童 \mathcal{O}

- 2 告しなければならない 保護の解除及び医療上の 要な事項を入所した児童の 前項 0 措置の 実施により児童の 措置等必要な手続をとることを、 健康を記録する表に記入するとともに、 健康状態を把握した医師又は歯科医師 児童相談所長又は知事 必要に応じ その 結果 _ 時 に
- 3 を調理する者に 時保護施設の職員の つき、 綿密な注意を払わなけ 健康状態 の把握に当たって ń ばならな は、 V 特に入所 して 1 、る児童 \mathcal{O} 事

(養護)

- 第二十八条 ともに、 か な成長を支援することを目的とし 生活支援及び教育を行 時保護施設における養護は、 11 0 て行わなけ つ児童を養育することにより、 児童に れ 対 ばならな して安定した生活環境を整え VI 児童 \mathcal{O} 心 身 0 健 ると 8
- 2 用する児童数を勘案して、 学習等を行う室、 屋内運動場、 児童の安全が確保されたものでなければならな 屋外運動場等に おける活動は、 それ 5 \mathcal{O} 面 積 及 び 利

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

- 第二十九 活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わな ればならない 時保護施設における生活支援は、 児童 の自主性を尊重 L 9 つ、 基本的 生
- 2 で きるよう、 時保護施設における教育は、 適切な相談、 助言、 情報の提供等の支援により行わなければならな 児童がその適性、 能力等に応じた学習を行うことが じて
- 3 ている環境その いる児童が適切な教育を受けられるよう、 時保護施設は、 ればならない。 他の事情を勘案し、 学校教育法第一条に規定する学校 通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努め 当該児童の希望を尊重しつつ、 (幼稚園を除 その置 に在籍 かれ
- 4 要な支援等を行わ 時 保護施設 は、 児童 なけ の家庭 ればなら \mathcal{O} な 状況に応じ、 親子関係の 再構築等が 义 られ るよう、
- 5 除を行 時 保護施設は、 った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならな 児童が適切な支援を受けら れるよう、 時 保護 \mathcal{O} 11 解 除後も当該

(関係機関との連携)

第三十条 機関と密接に 児 童相談所長は、 連携して児童の支援に当たらなけ 児童の 通学する学校及び必要に応じ警察、 ればならな 医療機関等関係

(一時保護施設内部の規程)

第三十一条 一時保護施設にお V 7 は、 次に掲げる事 項のうち必要な事項に つき規程を

設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項
- (一時保護施設に備える帳簿)

第三十二条 時保護施設には、 入所 てい 、る児童 \mathcal{O} 処遇の状況を明ら か にする帳簿 を

整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 一時保護施設 0 職員は、 正当な理由 が なく、 その業務上知 ŋ 得た児童 又 は

その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童又はその家族の 知事は、 時保護施設 秘密を漏らすことがな \mathcal{O} 職員 で あ った者 V が よう、 正当な理由なく、 必要な措置を講じなけ そ \mathcal{O} 業務上 れ ば 知 な り た

(苦情への対応)

第三十四条 迅速かつ適切に対応するために、 知事は、 一時保護施設に入所し 苦情を受け付けるため 7 1 る児童 又はその保護者等 の窓口を設置する等 から 0 の苦情に 必要な

措置を講じなければならない。

2 当たって当該一時保護施設 知事は、 前項の必要な措置とし の職員以外の者を関与させなけれ て、 苦情の 公正な解決を図るために、 ばならな VI \mathcal{O}

(電磁的記録)

第三十五条 ち、 できる。 磁気的方式その されるもの の有体物 の他文字、 って、 この 条例にお 電子計算機による情報処理 をいう。 図形等: 一時保護施設及びその職員は、 9 11 他 7 以下この条におい 人の 1 は、 0 て書面等 知覚によ 知覚によ 書面等に代えて、 (書面、 0 って認識することができる情報が記載された紙その他 ては認識することができない方式で作られる記録で て同じ。 の用に供されるものをい 書類、 当該書面等に係る電磁的記録 記録、 文書、 により行うことが規定され、 作成その他これらに類 謄本、 抄本、 · う。 正本、 により行うことが 副本、 するも (電子的 又は 複本そ \mathcal{O} 想定 方式 のう

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第三十九号。 県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 改築されたものを除く。 準用する。 この条例の施行の 次項にお VI 際現に存する一 7 に係る設備に 「児童福祉施設基準条例」 つい 時保護施設 ては、第十五条の規定は適用せず、 (平成二十四年十二月奈良県条例 (この条例の施行 という。 $\overline{}$ 第五十八条の規定を の後に全面的に 奈良
- 2 護施設 数及び夜間の ては、 時保護施設の は、 児童福祉施設基準条例第五十九条及び第六十六 令和八年三月三十一 職員体 職員の 制に 確保 つき、 0 日まで、 $\overset{\sim}{\smile}$ 状況その他特別 の条例 これによらない で定め る規定により の事由によ 条の規定を準用する。 ことができる。 り、 難 VI ときは、 時保護施設 ر 当該 の場合 \mathcal{O} 職 時保 員 な \mathcal{O}
- 3 設の 施設には 所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。 令和八年三月三十一日まで 職員の 指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者とし 法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司 の間は、 第二十条第三項の 規定にかかわらず、 であ 0 て、 て児童相談 時保護施 時